## 顧問関与先の皆様へ

# 年末調整の注意点(所得の見積額)

年末調整時において間違いが非常に多いのが**“所得の見積額”**です。
所得とは利益のことを指し、給料であれば“給与所得控除額”を控除した後の金額を指し、公的年金であれば“公的年金等控除額”を控除した後の金額が所得となります。
※給与総額や年金支給総額を記載される方が多数おります。

令和６年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等
税務署長
市区町村長
給与の支払者の名称（氏名）
給与の支払者の法人(個人)番号
給与の支払者の所在地(住所)
※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。
（フリガナ）
あなたの氏名
あなたの個人番号
あなたの住所又は居所
（郵便番号　－　）
あなたの生年月日
世帯主の氏名
あなたとの続柄

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生のいずれにも該当しない

| 区分等 | （フリガナ）氏名 | 個人番号 あなたとの続柄 | 生年月日 | 老人扶養親族（昭30.1.1以前生） 特定扶養親族（平14.1.2生～平18.1.1生） | 令和６年中の所得の見積額 | 非居住者である親族 生計を一にする事実（該当する場合は○印を付けてください。） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 源泉控除対象配偶者（注1） | | | 明・大 昭・平 ・ ・ | | 円 | |
| 主たる 1 | | | 明・大 昭・平 ・ ・ | □ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族 | 円 | □ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払 |

ここに記載する金額です
ここに記載する金額が“所得”ではなく“収入”で記載されるケースが非常に多くなっています。

扶養にできる所得は給与や年金、その他の所得を合算した後で48**万円以下**である必要があります。給与所得控除額はおおよそ160万円以下であれば55万円です、103万円の壁と言われるのは給与だけであれば年間103万円以下であれば扶養に入ることができるためです。
また、公的年金等控除額については65歳未満(その年12月31日時点)であれば60万円以下は所得ゼロ、65歳以上であれば110万円まで所得がゼロとなります。

参考　公的年金の所得の計算式

| 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年金を受け取る人の年齢 | (a)公的年金等の収入金額の合計額 | | (b)公的年金等に係る雑所得の金額 | | | | |
| 65 歳未満 | | 60 万円以下 | | | | | 0 円 |
| | 60 万円超 | 130 万円未満 | 収入金額の合計額 | － | | | 60 万円 |
| | 130 万円以上 | 410 万円未満 | 収入金額の合計額 | × | 0.75 | － | 27 万 5 千円 |
| | 410 万円以上 | 770 万円未満 | 収入金額の合計額 | × | 0.85 | － | 68 万 5 千円 |
| | 770 万円以上 | 1,000 万円未満 | 収入金額の合計額 | × | 0.95 | － | 145 万 5 千円 |
| | 1,000 万円以上 | | 収入金額の合計額 | － | | | 195 万 5 千円 |
| 65 歳以上 | | 110 万円以下 | | | | | 0 円 |
| | 110 万円超 | 330 万円未満 | 収入金額の合計額 | － | | | 110 万円 |
| | 330 万円以上 | 410 万円未満 | 収入金額の合計額 | × | 0.75 | － | 27 万 5 千円 |
| | 410 万円以上 | 770 万円未満 | 収入金額の合計額 | × | 0.85 | － | 68 万 5 千円 |
| | 770 万円以上 | 1,000 万円未満 | 収入金額の合計額 | × | 0.95 | － | 145 万 5 千円 |
| | 1,000 万円以上 | | 収入金額の合計額 | － | | | 195 万 5 千円 |

なお、“所得”と“収入”は極めて税務的な表現であり、皆様には馴染みのないものかと思います。
もしわからない場合については各従業員の皆様に「収入か所得か？」について確認をしていただき、その旨を会計事務所までお伝えいただけると幸いです。

所得の見積額に限らずその他各種不明点ございましたら弊所担当までご連絡ください。


神野聡税理士事務所
株式会社SBS神野会計
住所：福島市丸子字富塚３４番地の６
☎024-563-3022 📠024-563-3091
Web https://sbs-tax.jp
✉sbs-tax@tkcnf.or.jp